

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示」（仮称）に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集の概要

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示」（仮称）について、意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成 29 年 2 月 20 日（月）～ 3 月 21 日（火）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

2. 意見募集の実施結果

○意見提出者数：1名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
民間事業者	1
合計	1

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない

3. 提出された意見の要旨及び意見に対する考え方

意見の要旨	意見に対する考え方
新規告示対象物質のNo. 4とNo. 5の英名物質を合わせてNo. 4の和訳案「長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）」になっていると思われるため、No. 5の和訳案「アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十五までのものであつて、重合度が四から十二までのものの混合物に限る。）」と対応していない。	頂いたご意見のとおりであり、平成 29 年 3 月 6 日に以下ページのとおり、正誤表を掲載しました。 http://www.env.go.jp/press/103672.html 新規告示対象物質の正しい一覧は、「【別添 2】追加物質一覧」のとおりです。